神戸市国民健康保険 ICT を活用した特定保健指導 業務委託仕様書

1. 業務目的

神戸市国民健康保険における特定保健指導の実施率は年々向上し、令和4年度で23.5%となっている。しかし、特に40・50代は、特定保健指導の継続支援中に脱落する割合が高く約6割に上り、十分な保健指導を実施できていない点が課題である。脱落の理由については、支援を受ける時間がないことや、対面実施に対する心理的ハードルなどが挙げられている。

本市の特定保健指導は、これまで対面を中心に、必要に応じて電話等も活用しているが、特に 40・50 代の利便性を考慮し、実施方法の選択肢を増やす必要がある。したがって、本業務では、情報通信技術(以下、「ICT」という。)を活用して特定保健指導の遠隔面接(ICT を活用した初回面接)や遠隔支援(ICT を活用した継続的な支援)を行うことで、利用率及び実施率を向上させ、ひいては指導の効果を高めることを目的とする。

2. 委託期間

契約締結日(2024年4月1日以降) ~ 2025年3月31日まで

3 . 業務履行場所

特定保健指導の実施場所は「5.業務内容」の「(1) ICT による特定保健指導の実施」に定めるとおりとする。なお、本業務の実施にあたり必要となる環境については、受託者の負担により用意するものとする。

4. 対象者

神戸市国保被保険者のうち、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(以下「実施基準」という。)」に定められた「積極的支援」「動機付け支援」に該当する者。

- (1) 積極的支援対象者(約240名)
- (2) 動機づけ支援対象者(約740名)

※年間の予定人数であり確定値ではない。

※実際の支援対象者の範囲は、業務開始後に本市との協議により決定する。

5. 業務内容

(1) ICTによる特定保健指導の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(以下「法」という。)」

及び実施基準に基づき、「4. 対象者(以下、対象者)」に対して、ICT を活用した初回 面接(遠隔面接)及び継続支援(遠隔支援)を行う。なお、支援の方法やポイントの算 定要件等については、平成25年厚生労働省告示第91号「特定健康診査及び特定保健指 導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が 定める特定保健指導の実施方法」に基づくこと。

① 初回面接(遠隔面接)の実施

- ア 特定健康診査の結果及び生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、対象 の生活習慣や行動の変化(以下「行動変容」という。)の状況を把握し、対象 者が自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。
- イ 対象者の特性や課題の重要性によって優先順位を判断し、目標とする行動変 容を設定すること。
- ウ 初回面接を行う場合は、映像・音声が確認できる通信機器を用いて実施する こと。
- エ 対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、具体的に実践可能な行動 目標を選択できるよう支援し、特定保健指導支援計画を作成すること。
- オ 初回面接は、健診受診日より概ね3ヶ月以内に実施すること。

② 継続支援の実施

- ア 対象者が行動目標を達成することが出来るように、継続的に支援すること。
- イ 初回面接時に設定した目標が達成困難な場合、中間的な評価によって目標を 変更し、変更後2か月の生活習慣の改善を支援すること。
- ウ 支援の方法は、遠隔面接に限らず、電話、電子メール等を用いることを可能とするが、行動計画の作成や提出を依頼するための電話または電子メール等によるやり取りはポイントの算定対象としない。
- エ 遠隔面接を行う場合は、映像・音声が確認できる通信機器を用いて実施すること。
- オ アウトカム評価の評価時期は、初回面接から3か月以上経過後の実績評 価時とする。

③ 実績評価

- ア 支援者からの一方向ではなく、対象者と双方向のやり取りを行い、 評価に必要な情報を得ること。また、継続支援と一体のものとして実施して もよい。なお、チャットについては一連の指導内容(電子メール一往復と 同等以上の支援)をもって一往復とする。
- イ 設定した行動目標が達成されているか、ならびに身体状況や生活習慣に変 化が見られたかどうかについて評価を行うこと。

④ 留意事項

- ア 積極的支援においては、アウトカム評価とプロセス評価を合わせて 180 ポイント達成するように支援を実施すること。
- イ 特定保健指導に使用する教材は、事前に本市にデータを送付すること。
- ウ 検査項目のうち受診勧奨値に該当するものがある場合、主治医がいる者は本 人経由で主治医の了解を得た上で保健指導を実施すること。

未治療者については、医療機関への受診勧奨と併行して保健指導を実施する ことが可能である(健診受診時点で、高血圧・糖尿病・脂質異常症の内服治療をしている場合は国基準で対象外)。

健診受診後または保健指導開始後に治療・内服を開始した場合は、本人経由 で主治医の了解を得られれば、保健指導を継続できる。

- エ 支援予定日に利用しなかった場合は、受託者が利用勧奨を行う。
- オ 保健指導実施期間中、加入する医療保険の変更等、被保険者の資格を喪失した場合は、速やかに中断し、終了するものとする。
- カ 早急に医療につなげる必要がある場合や虐待が疑われる等、緊急を要する場合は、その都度、本市に迅速に報告すること。

(2) 付随業務の実施

(1) に定める業務に付随する業務を行う。

申込受付業務

① 申込受付業務

当該事業の利用希望者からの申込受付を行う。利用者の利便性に配慮し、随時受付可能な体制を整えること。

② 問い合わせ窓口の設置

特定保健指導を希望する者からの申込や問い合わせに対応するため、窓口を 設置する。問い合わせには「神戸市の休日を定める条例」に規定する休日を除 き対応すること。なお、休日及び夜間に特定保健指導を実施する場合には、当 該参加者からの問い合わせに対応できる体制を整えること。その他、苦情や要 望については速やかに受託者にて対応し、必要に応じて本市に報告するものと する。

③ 対象者への勧奨

業務受託者は、本市が提示する対象者リストに基づき、対象者へ特定保健指導の利用勧奨を実施する。具体的な勧奨方法については、本市と協議の上決定すること。

④ 実施計画書の提出

事業開始時に、履行期間における事業の実施計画書を提出すること。

⑤ 報告

支援を実施した月の翌月末までに、実施報告書として特定保健指導の支援計画及び実施報告書等、指導過程における各種記録類を提出すること。報告様式については本市と協議の上決定する。

⑥ 連絡会への出席 年2回程度、本市との連絡会に出席し、連携を図ること。

6. 委託料及び支払方法

- (1) 実績払い(月毎)
- (2) 受託者は業務を実施した月の翌月末までに、国保連報告用のデータ (CSV または XML の様式) 及び、「5. 業務内容」(2) ⑤に定める記録と合わせて請求書に必要な事項を記載し、本市に委託料を請求する。本市は、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

7. 成果物

実施状況について、本市に報告すること

ア 特定保健指導実施状況報告書(半期報告)

イ 特定保健指導実施状況報告書(年報)

アについては半期終了翌月の末日までに、イについては年度終了後速やかに、提出するものとする。それ以外の報告については本市の求めに応じて「8. その他」 (3)に定める方法により、データを提出するものとする。

8. その他

- (1) 法第28条及び実施基準「第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成25年厚生労働省告示第92条)」に示されている委託基準を遵守すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」は、以下のホームページを参照すること。

https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html

- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上、別途定めるものとする。
- (4) 保健指導に必要なデータや指導帳票類等の受け渡しは、原則受理票を使用し、 電子媒体に格納、または紙面にて、直接受け渡しまたは書留郵便で行う。この方法

によらない場合、別添の「外部サービス利用要件」に適合するサービスの使用による受け渡しを認める。

- (5) 受託者はこの契約が終了したとき、またはこの契約が変更もしくは解除された ときは、本市の指示に従い、被保険者の個人情報を含むデータ、文書等を可能な限 りすべて返却すること。返却が不可能なものについては、焼却、細断、消去等によ り完全にデータを抹消し、その内容等を記載した報告書を本市に提出すること。
- (6) 特定保健指導を行う人材は、受託者が直接雇用し教育すること。人材派遣や再 委託での実施は行わないこと。